

平成 27 年 9 月 16 日提出

(宛先) 鎌倉市議会議長

議員名 上畠 寛弘

着地型観光事業の事務執行に関する質問主意書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定により次のとおり質問する。

- 1 件名
着地型観光事業の事務執行
- 2 質問の要旨
 1. 着地型観光事業の事務執行に於いて委託先である業者から、鎌倉市に対して白紙の請求書を提出させていた事実はあるか。
 2. 又、得た白紙の請求書を用いて市職員が記入していた事実はあるか。
筆跡鑑定も行うが、先ずは松尾市長自ら調べ、誠実な答弁を求める。
- 3 答弁を求める者
市長
- 4 答弁の期限
有（平成 年 月 日まで） ・ 無
（理由：総務常任委員会、観光厚生常任委員会までに答弁せよ。必要に応じて番外質問、緊急質問を実施する為。）